

第34号の6様式 記載心得

- 1 この申請書は、地方税法(以下「法」という。)第601条第1項に規定する非課税土地として使用し、又は使用させること、法第602条第1項各号に規定する土地の譲渡をすること又は法第603条の2の2第1項に規定する免除土地として使用し、又は使用させることにつき市町村長の認定を受ける場合に、土地所在の市町村長に1通提出すること。
- 2 「法人番号」欄には、申請者が法人の場合は、申請者の法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。
- 3 申請の内容に応じ、不要の文字をまっ消すること。
- 4 法第601条第1項、法第602条第1項又は法第603条の2の2第1項の2年の期間の延長を申請しようとする者は、この申請書の「期間延長を必要とする理由」の欄にその延長を必要とする理由を記載すること。
- 5 申請に係る土地について、既に法第601条第1項、法第602条第1項又は法第603条の2の2第1項の規定により、納税義務の免除に係る期間が設定されている土地について、用途を変更して新たに法第601条第1項、法第602条第1項又は法第603条の2の2第1項の規定による徴収猶予を受けようとする者で、納税義務の免除に係る期間の起算日をこの申請書の提出の日前の既に設定されている納税義務の免除に係る期間内の日に設定する必要がある者は、この申請書の「既に受けた認定」の欄及び「起算日をこの申請書の提出の日前の日に定めることが必要な理由」の欄に記載すること。「起算日をこの申請書の提出の日前の日に定めることが必要な理由」の欄には、この申請が法第601条第1項に規定する非課税土地又は法第603条の2の2第1項に規定する免除土地に係るものである場合には、この申請に係る土地に係る事業に係る法令の規定による許可又は計画の承認、当該土地に設置すべき建築物の建築の確認及び当該土地に係る事業の進捗状況その他の起算日をこの申請書の提出の日前の日に定めることが必要な理由を、この申請が法第602条第1項各号に規定する土地の譲渡に係るものである場合には、この申請に係る土地に係る買い取りの協議、当該土地に係る事業に係る法令の規定による許可又は認定、当該土地に係る宅地の造成の開始及びその進捗状況その他の起算日をこの申請書の提出の日前の日に定めることが必要な理由を記載すること。